

# 市民参加実施予定シート

**予 定**  
平成31年4月1日時点

担当課( 道路管理課 )

## 1 市民参加の手續 実施予定について

通称	流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例	市が考える 市民等への影響	メリット 日本語読解が困難な者でも表示内容を利下記できるほか、国道等で全国的に採用採用されている標識を採用することで、分かりやすい標識となる。  デメリット なし
名称	流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例		
概要	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を参酌し、道路の案内標識におけるローマ字表記を英語表記に変更するとともに、命令改正により差異が生じた案内標識の番号が現行条例と差異が生じたため、整合を図るもの。		

### (1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴う条例改正であり、流山市市民参加条例第5条第1項の各号に規定する対象事項に当たらないため、市民参加手続きは行わない。
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

### (2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項		
複数 実施	審議会等				
	パブリックコメント手続				
	意見交換会				
	公聴会				
	政策提案制度				
	その他				

### (3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成 年度		平成 年度											平成 年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

## 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由